

【定期支払登録（新規・変更・廃止）にかかる注意事項】

- (1) 申込者の所在地、名称、代表者職・氏名は、契約書等と同一の内容を記載してください。
- (2) 契約書等の支払条項にかかわらず、当該経費については、定期支払の登録をもって支払の都度の請求書の提出を省略することができるものとし、市は（業務履行の確認後）、⑦各支払月内訳のとおり、債権者登録口座に支払うものとします。
- (3) 契約書等において、業務完了報告書等の提出を求めている場合には、業務完了後、速やかに④担当グループに提出してください。なお、履行の確認が遅くなった場合等、市において、やむを得ず定期支払登録を廃止する場合があります。
- (4) 新規の申込書の提出後、契約変更により支払額又は支払時期に変更が生じたときは、④担当グループに登録変更の申込書を提出してください。
- (5) 新規の申込書の提出後、契約変更により支払額又は支払時期に変更が生じたときは、④担当グループに登録変更の申込書を提出してください。
- (6) 登録を取り消す場合は、速やかに④担当グループに登録廃止の申込書を提出してください。
- (7) 登録を廃止した場合、以降の支払については、④担当グループに請求書の提出が必要となります。
- (8) 所在地、名称、代表者職・氏名、口座情報に変更が生じた場合は、速やかに④担当グループに必要な届出を行ってください。
- (9) 登別市水道事業、公共下水道事業及び簡易水道事業の経費については、申込対象外です。